

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

新	旧
	<p>第 1 章 総則 (適用範囲)</p> <p>第 1 条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う特殊手荷物の運送に適用されます。</p> <p>2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。</p> <p>3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この運送約款で「特殊手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であつて次に掲げるもの及びその積載物品をいいます。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車であつて、二輪のもの</p> <p>(2) 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車</p> <p>(3) 自転車、乳母車、又は荷車その他の道路運送車両法第 2 条第 4 項に規定する軽車両であつて、人力により移動するもの（手回り品及び受託手荷物として取り扱われるものを除く。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この運送約款で「特殊手荷物」とは、旅客がその乗船区間について運送を委託する物であつて次に掲げるもの及びその積載物品をいいます。</p> <p>(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車であつて、二輪のもの</p> <p>(2) 道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車</p> <p>(3) 自転車、乳母車、荷車その他の道路運送車両法第 2 条第 4 項に規定する軽車両であつて、人力により移動するもの（手回り品及び受託手荷物として取り扱われるものを除く。）</p> <p>2 この運送約款で「運送申込人」とは、特殊手荷物の運送を委託する旅客をいいます。</p> <p>3 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。</p>
<p>第 2 章 運送の引受け (運送の引受け)</p> <p>第 3 条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申</p>	<p>第 2 章 運送の引受け (運送の引受け)</p> <p>第 3 条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申</p>

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1	込みの順序により、乗船券の <u>提示</u> を求めたうえ、1乗船当たり	1	込みの順序により、乗船券の <u>呈示</u> を求めたうえ、1乗船当たり
2	特殊手荷物を1個に限り、その運送契約の申込みに応じます。	2	特殊手荷物を1個に限り、その運送契約の申込みに応じます。
3	2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該	3	2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該
4	当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した	4	当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した
5	運送契約を解除することがあります。	5	運送契約を解除することがあります。
6	(1) 当社が第6条の規定による措置をとった場合	6	(1) 当社が第6条の規定による措置をとった場合
7	(2) 積載物品以外の特殊手荷物が次のいずれかに該当するもの	7	(2) 積載物品以外の特殊手荷物が次のいずれかに該当するもの
8	である場合	8	である場合
9	ア 法令の規定に違反して運行されるもの	9	ア 法令の規定に違反して運行されるもの
10	イ その積載物品の積載方法が運送に不相当と認められるもの	10	イ その積載物品の積載方法が運送に不相当と認められるもの
11		11	
12	<u>ウ 車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの</u>	12	<u>(新設)</u>
13		13	
14	<u>エ 船積固縛するのに不適切な構造を有すると認められるもの</u>	14	<u>(新設)</u>
15		15	
16	<u>オ 運賃と比し、著しく高額であるもの</u>	16	<u>(新設)</u>
17	<u>カ</u> その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、	17	<u>ウ</u> その他乗船者、他の物品若しくは船舶に危害を及ぼし、
18	又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの	18	又は乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
19	(3) 積載物品が次のいずれかに該当する物である場合	19	(3) 積載物品が次のいずれかに該当する物である場合
20	ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及	20	ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及
21	ぼすおそれのあるもの	21	ぼすおそれのあるもの
22	イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印	22	イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印
23	紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品	23	紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品
24	ウ <u>爆発物</u> その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼす	24	ウ <u>銃砲、刀剣、爆発物</u> その他乗船者、他の物品又は船舶に
25	おそれのあるもの	25	危害を及ぼすおそれのあるもの
26	<u>エ 銃砲、刀剣</u> その他使用することにより、乗船者、他の物	26	<u>(新設)</u>
27	<u>品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの</u>	27	
28	<u>オ</u> 遺体	28	<u>エ</u> 遺体
29	<u>カ</u> 生動物	29	<u>オ</u> 生動物
30	<u>キ</u> その他運送に不相当と認められるもの	30	<u>カ</u> その他運送に不相当と認められるもの

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1		(4) 運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、
2		又は行うおそれがある場合
3		(5) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件による
4		ものである場合
5		(6) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合
6		
7	(特殊手荷物)の内容の申告等)	(積載物品)の内容の申告等)
8	第4条 運送申込人は、 <u>前条第2項第2号オに該当する特殊手荷物及び同項第3号のいずれかに該当する積載貨物</u> であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。 <u>ただし、同号ア又はウ若しくはエに掲げる物（以下「危険品等」という。）については、危険品等である旨及び当該貨物の安全な運送に必要な情報を当社に申告しなければなりません。</u>	第4条 運送申込人は、 <u>積載物品</u> が前条第2項第3号のいずれかに該当する物であるときは、あらかじめその旨を当社に申告しなければなりません。
9		
10		
11		
12		
13		
14	2 当社は、 <u>前条第2項第2号オに該当する特殊手荷物及び同項第3号のいずれかに該当する積載貨物</u> の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該 <u>特殊手荷物及び当該積載貨物</u> につき看守人の添乗、保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。	2 当社は、 <u>前条第2項第3号のいずれかに該当する積載物品</u> の運送の申込みに応じる場合には、運送申込人に対し、その負担において当該 <u>積載物品</u> につき看守人の添乗、 <u>積荷</u> 保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。
15		
16		
17		
18		
19	3 当社は、 <u>前条第2項第2号オに該当する特殊手荷物及び同項第3号のいずれかに該当する積載貨物</u> に該当する物である疑いがあるときは、運送申込人又は第三者の立合いのもとに、当該 <u>特殊手荷物</u> の内容を点検することがあります。	3 当社は、 <u>積載物品が前条第2項第3号のいずれかに該当する物</u> である疑いがあるときは、運送申込人又は第三者の立合いのもとに、当該 <u>積載物品</u> の内容を点検することがあります。
20		
21		
22		
23	4 当社は、 <u>前条第2項第2号オに該当する特殊手荷物及び同項第3号のいずれかに該当する積載貨物</u> の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該 <u>特殊手荷物及び当該積載貨物</u> の種類及び価格を明示したのでなければ、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。	4 当社は、 <u>前条第2項第3号イに該当する積載物品</u> の運送に関しては、運送申込人が運送の申込みの際に当該 <u>積載物品</u> の種類及び価格を明示したのでなければ、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。
24		
25		
26		
27		
28	5 <u>前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。</u>	(新設)
29	<u>(1) 運送契約の締結の当時、特殊手荷物が高価品であることを当社が知っていたとき。</u>	
30		

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1	<u>(2) 当社の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。</u>	
2		
3		
4		(途中下船等)
5		第5条 当社は、特殊手荷物の途中下船その他の依頼には応じません。ただし、当社が取扱い上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。
6		2 前項ただし書の規定により当社が運送申込人の依頼に応じる場合に必要となる運賃その他の費用は、運送申込人の負担とします。
7		
8		
9		
10		
11		
12	(運航の中止等)	(運航の中止等)
13	第6条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は特殊手荷物の種類(積載物品の種類を除く。以下同じ。)の制限の措置をとることがあります。	第6条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止、使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更又は特殊手荷物の種類(積載物品の種類を除く。以下同じ。)の制限の措置をとることがあります。
14		
15		
16		
17		
18	(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合	(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合
19		
20	(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合	(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合
21		
22	(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合	(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
23		
24	(4) <u>疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合</u>	(4) <u>乗船者の疾病が発生した場合</u>
25		
26	(5) 使用船舶の奪取 <u>又は破壊等</u> の不法行為が発生した場合	(5) 使用船舶の奪取、 <u>破壊等</u> の不法行為が発生した場合
27	<u>(6) 旅客運送の部第18条に規定する禁止行為をし、又はしよう</u>	<u>(新設)</u>
28	<u>としていると信ずるに足りる相当な理由がある場合</u>	
29	<u>(7) 円滑な避難又は緊急輸送を確保するため、災害時における</u>	<u>(新設)</u>
30	<u>旅客又は貨物の輸送を行う場合</u>	

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1	(8) 官公署の命令又は要求があつた場合	(6) 官公署の命令又は要求があつた場合
2		
3		第3章 運賃
4		(運賃の額等)
5		第7条 特殊手荷物の運送の運賃（以下「運賃」という。）の額
6		及びその適用方法については、別に地方運輸局長（運輸監理部
7		長を含む。）に届け出たところによります。
8		2 運賃には、運送申込人の運送の運賃及び料金は含まれていま
9		せん。
10		
11		(運賃の收受)
12		第8条 当社は、営業所において所定の運賃を收受し、これと引
13		き換えに特殊手荷物券を発行します。
14		2 当社は、運送申込人が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃
15		を支払わずに特殊手荷物を乗船させた場合は、船内において乗
16		船区間に対応する運賃を申し受け、これと引き換えに補充特殊
17		手荷物券を発行します。
18		
19		(特殊手荷物券の効力)
20		第9条 特殊手荷物券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定
21		便（乗船年月日及び便名又は発航時刻が指定されている船便を
22		いう。以下同じ。）及び特殊手荷物の種類に限り、使用するこ
23		とができます。
24		2 運送申込人がその都合により特殊手荷物券の券面記載の乗船
25		区間内で特殊手荷物を途中下船させた場合には、当該特殊手荷
26		物券の前途は、無効とします。ただし、乗換えその他この運送
27		約款において特に定める場合は、この限りではありません。
28		
29		(運賃の変更の場合の取扱い)
30		第10条 運賃が変更された場合において、その変更前に当社が発

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1		行した特殊手荷物券は、その通用期間内に限り、有効とします。
2		
3		(特殊手荷物券の通用期間)
4		第11条 当社は、特殊手荷物券（指定便に係るものを除く。）の
5		通用期間について、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当
6		該各号に定める期間以上の期間を定め、これを券面に記載しま
7		す。
8		(1) 片道券 片道の乗船距離により次の区分に応じ、それぞれ
9		の区分で定める期間
10		ア 100キロメートル未満のものにあつては、発売当日限り
11		イ 100キロメートル以上200キロメートル未満のものにあつ
12		ては、発売当日を含めて2日間
13		ウ 200キロメートル以上400キロメートル未満のものにあつ
14		ては、発売当日を含めて4日間
15		エ 400キロメートル以上のものにあつては、発売当日を含め
16		て7日間
17		(2) 往復券 往復券に係る片道の乗船距離により前号の区分に
18		応じ、それぞれの区分で定める期間の2倍の期間
19		(3) 回数券 発売当日を含めて2月間
20		2 疾病その他運送申込人の一身に関する不可抗力又は当社が第
21		6条の規定による措置をとつたことにより、運送申込人が、特
22		殊手荷物を乗船させることを延期し、又は継続して乗船させる
23		ことができなくなつた場合は、当社は、特殊手荷物券の未使用
24		区間について、7日間を限度として、その通用期間を延長する
25		取扱いに応じます。
26		3 特殊手荷物を乗船させた後に特殊手荷物券の通用期間が経過
27		した場合は、そのまま継続して乗船させる間に限り、当該特殊
28		手荷物券の通用期間は、その間延長されたものとみなします。
29		
30		(乗船変更)

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14		<p>第12条 運送申込人が特殊手荷物券（回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。）の通用期間の終了前（指定便に係るものにあつては、当該指定便の発航前）に券面記載の乗船区間、指定便又は特殊手荷物の種類の変更を申し出た場合には、当社は、1回に限り、当該申出に係る特殊手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所においてその変更の取扱いに応じます。ただし、変更しようとする船便等の輸送力に余裕がない場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の規定により当社が変更の取扱いに応じる場合には、当該変更に係る手数料は、無料とし、変更後の乗船区間及び特殊手荷物の種類に対応する運賃の額と既に収受した運賃の額との間に差額が生じるときは、当社は、不足額があればこれを申し受け、過剰額があればこれを払い戻します。</p>
15 16 17 18 19 20 21 22		<p>（乗越し）</p> <p>第13条 運送申込人が特殊手荷物を乗船させた後に特殊手荷物券の券面記載の乗船区間の変更を申し出た場合には、当社は、その輸送力に余裕があり、かつ、乗越しとなる場合に限り、その変更の取扱いに応じます。この場合には、当社は、変更後の乗船区間に対応する運賃の額と既に収受した運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充特殊手荷物券を発行します。</p>
23 24 25 26 27 28 29 30		<p>（特殊手荷物券の紛失）</p> <p>第14条 運送申込人が特殊手荷物券を紛失したときは、当社は、改めて運賃を申し受け、これと引き換えに特殊手荷物券を発行します。この場合には、当社は、その旨の証明書を発行します。ただし、特殊手荷物券を所持して特殊手荷物を乗船させた事実が明白である場合には、この規定を適用しないことがあります。</p> <p>2 運送申込人は、紛失した特殊手荷物券を発見したときは、その通用期間の経過後1年以内に限り、前項の証明書を添えて当社</p>

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1		に運賃の払戻しを請求することができます。
2		
3		(不正乗船等)
4		第15条 運送申込人が次の各号のいずれかに該当する行為をした
5		ときは、当社は、運賃のほかにその2倍に相当する額の増運賃
6		をあわせて申し受けることがあります。この場合において、乗
7		船港が不明のときは、当該船便の始発港をもつて乗船港とみな
8		します。
9		(1) 船長又は当社の係員の承諾を得ないで、特殊手荷物券を持
10		たずに特殊手荷物を乗船させること。
11		(2) 無効の特殊手荷物券で特殊手荷物を乗船させること。
12		(3) 記載事項が改変された特殊手荷物券で特殊手荷物を乗船さ
13		せること。
14		(4) 当該特殊手荷物券の券面記載の特殊手荷物の種類以外の特
15		殊手荷物を乗船させること。
16	(5) 当社の係員が特殊手荷物券の <u>提示</u> を求め、又は運賃の支払	(5) 当社の係員が特殊手荷物券の <u>呈示</u> を求め、又は運賃の支払
17	いを請求してもこれに応じないこと。	いを請求してもこれに応じないこと。
18		(6) 不正の申告によつて、運賃の割引を受け、又は運賃を支払
19		わずに特殊手荷物を乗船させること。
20		(7) 特殊手荷物券を回収する際にその引渡しを拒否すること。
21		
22		(払戻し及び払戻し手数料)
23		第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特
24		殊手荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、
25		それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。
26		(1) 運送申込人が、入船前の船便の指定のない特殊手荷物券(回
27		数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条に
28		おいて同じ。)について、その通用期間内に払戻しの請求を
29		した場合(第3号及び第5号に該当する場合を除く。) 券
30		面記載金額(割引がされているときは、割引後の金額。以下

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

同じ。)

- (2) 運送申込人が、入缺前の指定便に係る特殊手荷物券について、当該指定便の発航前に払戻しの請求をした場合（次号及び第5号に該当する場合を除く。） 券面記載金額
- (3) 死亡、疾病その他運送申込人の一身に関する不可抗力により、運送申込人が、特殊手荷物を乗船させることを取り止め、又は継続して乗船させることができなくなったことを証明した場合において、特殊手荷物券の通用期間の経過後30日以内に払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額
- (4) 運送申込人が、入缺前の回数特殊手荷物券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載の乗船区間の回数割引前の運賃の額に使用済券片数を乗じて得た額を券面記載金額から控除した額
- (5) 運送申込人が、定期特殊手荷物券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載の乗船区間の往復の運賃の額（往復割引があるときは、割引後の運賃の額）に使用開始日以降の経過日数を乗じて得た額を券面記載金額から控除した額
- (6) 当社が第6条の規定による措置をとった場合において、運送申込人が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額
- (7) 当社が第3条第2項の規定により運送契約を解除した場合 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額
- (8) 運送申込人が第14条第2項の規定による払戻しの請求をした場合 券面記載金額
- 2 当社は、前項の規定により運賃の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第6号及び第7号（第3条第2項第1号に係る場合に限

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1		る。)に係る払戻しについては、この限りではありません。
2		(1) 前項第1号、第3号、第4号、第7号(第3条第2項第1
3		号に係る場合を除く。)及び第8号に係る払戻し 200円
4		(2) 前項第2号に係る払戻し
5		ア 発航する日の7日前までの請求に係る払戻し200円
6		イ 発航する日の前々日までの請求に係る払戻し 券面記載
7		金額の1割に相当する額(その額が200円に満たないときは、
8		200円)
9		ウ 発航時刻までの請求に係る払戻し 券面記載金額の3割
10		に相当する額(その額が200円に満たないときは、200円)
11		
12		第4章 運送申込人の義務
13		(積込み及び陸揚げ)
14		第17条 特殊手荷物の積込み及び陸揚げは、船長又は当社の係員
15		の指示に従い、運送申込人が行うものとします。
16		2 特殊手荷物の運転者は、特殊手荷物の積込み及び陸揚げに当
17		たつては、当該特殊手荷物のハンドル、ブレーキその他の装置
18		を確実に操作し、かつ、積卸施設及び当該特殊手荷物の状況に
19		応じ、他に危険が及ばないような速度と方法で運転しなければ
20		なりません。
21		
22		(点検の義務)
23		第18条 運送申込人は、下船前に特殊手荷物について点検しなけ
24		ればなりません。この場合において、当該特殊手荷物について
25		異常を発見したときは、直ちに船長又は当社の係員に報告しな
26		ければなりません。
27		
28		(特殊手荷物の運転者の禁止行為等)
29		第19条 特殊手荷物の運転者は、特殊手荷物を運転して乗船し、
30		又は下船する際に船舶内又は乗降施設若しくは誘導路において

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1		徐行をせず、又は乗降中の自動車若しくは他の特殊手荷物の前方に割り込んではいけません。
2		2 特殊手荷物の運転者は、特殊手荷物の積込み及び陸揚げに関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
3		3 船長は、前項の指示に従わない特殊手荷物の運転者に対し、下船を命じることがあります。
4		
5		
6		
7		
8		
9	第 5 章 賠償責任	第 5 章 賠償責任
10	(当社の賠償責任)	(当社の賠償責任)
11	第20条 当社は、特殊手荷物の滅失、 <u>損傷等</u> による損害については、 <u>第 4 条 第 4 項の当社が免責される場合</u> を除き、その損害の原因となつた事故が、当該特殊手荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。	第20条 当社は、特殊手荷物の滅失、 <u>き損等</u> による損害については、 <u>第 4 条 第 4 項に該当する場合</u> を除き、その損害の原因となつた事故が、当該特殊手荷物が当社の管理下にある間に生じたものである場合に限り、これを賠償する責任を負います。
12		
13		
14		
15		
16		2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。
17		(1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかつたこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかつたことを証明した場合
18		(2) 当社が、運送申込人又は第三者の故意若しくは過失により、又は運送申込人がこの運送約款を守らなかつたことにより当該損害が生じたことを証明した場合
19		
20		3 当社が第 6 条の規定による措置をとつたことにより生じた損害については、第 1 項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		(運送申込人の損害賠償請求権)
30		第21条 運送申込人が留保をなさずに引渡しを受けた特殊手荷物

標準運送約款新旧対照表 特殊手荷物運送の部

1		については、当該特殊手荷物に関して生じた損害についての当社に対する賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であつて、その引渡しの日より14日以内に当社に対しその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。
2		
3		
4		
5		
6		
7		(運送申込人に対する賠償請求)
8		第22条 運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの
9		運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、
10		当社は、当該運送申込人に対し、その損害の賠償を求めることがあります。
11		
12		
13		第6章 共通特殊手荷物券
14		(共通特殊手荷物券)
15		第23条 当社と共通特殊手荷物券による特殊手荷物の運送の取扱いに関する取決めのある船舶運航事業者が発行する共通特殊手荷物券は、当社の特殊手荷物券とみなします。
16		
17		
18		2 前項の共通特殊手荷物券により行われる特殊手荷物の運送については、当社の運送区間に関しては、この運送約款が適用されます。
19		
20		
21		
22		